

一般社団法人 小金井市観光まちおこし協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人小金井市観光まちおこし協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都小金井市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、小金井市の観光まちおこしの中心機関として小金井市及び周辺地域と連携し、地域資源の活用と市民活動のコーディネートによる観光まちおこしの推進、地域経済の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 観光まちおこし戦略の企画立案及び実施
- (2) 観光まちおこしに関する調査研究及びデータの提供
- (3) 観光まちおこしに関する情報の収集及び発信
- (4) 観光まちおこしに関するイベントの企画及び実施
- (5) 観光施設等の管理運営
- (6) 観光資源の保全及び開発
- (7) 観光宣伝及び観光客の誘致
- (8) 誘客・交流促進に向けた商品開発及び普及販売の支援
- (9) 観光まちおこしに関する相談受付及び相談者のマッチング支援
- (10) 小金井市産業振興プランの推進事業の支援
- (11) 東京都及び小金井市の観光・産業振興行政への協力
- (12) その他当法人の目的達成のために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会、正副会長会及び監事を置く。

第2章 会員

(法人の構成員)

第7条 当法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 当法人の運営に必要な知識や経験を有する者で理事が推薦し、理事会で承認を得た個人又は団体

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会届を提出することにより、入会の申込みを行うものとする。

- 2 入会は、理事会において別に定める基準により、正副会長会においてその可否を決定し、これをその者に通知する。
- 3 前項の規定により入会の可否を決定した際は、直近に開催する理事会でこれを報告する。

(会費等)

第9条 会員は、当法人の事業活動に関し、経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 当法人の事業を運営する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。また、除名をした会員には、その旨を通知することを要する。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払の義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 事業報告及び決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定期社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、第23条の規定により会長の職務を代理する会長代理が社員総会を招集する。

3 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することが

できる。

4 会長は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。

5 社員総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、正会員の中から選出する。

(決議権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 社員総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

4 前項の規定によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第4章 役員等

(役員の設置)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、理事の中から副会長を7名以内置くことができる。

3 会長以外の理事のうち、副会長を法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際して、理事又は監事の候補者の合計数が前条第1項に定める定数を上回る場合には、候補者ごとに第1項の決議を行い、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

3 会長及び副会長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

4 監事は当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して当法人の業務を執行し、会長に事故あるときは又は欠けたときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順序により、その職務を代理する。

4 前項の規定により会長の職務を代理する間、会長の職務を代理する副会長は、会長代理と称す。

5 会長及び副会長は、正副会長会を構成する。

6 会長及び副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の

執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後において、理事については3名、監事については1名に満たなくなるときは、当該退任理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(責任の一部免除)

第28条 法人法第114条の規定により、理事及び監事の法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問及び相談役)

第29条 当法人は、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、当法人の重要事項について会長の諮問に応ずる。

- 3 顧問及び相談役の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 5 顧問及び相談役には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 6 その他顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 特別会員の承認
- (6) 顧問及び相談役の選任

(開催)

第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

- 2 通常理事会は、毎年4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 正副会長会が必要と認めたとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長代理が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第6章 正副会長会

(構成)

第37条 正副会長会は、会長及びすべての副会長をもって構成する。

(権限)

第38条 正副会長会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の定例的又は簡易な業務執行の決定
- (2) 正会員の入会の承認
- (3) 事務局の組織及び運営に関し必要な事項の決定
- (4) 慶弔見舞金の支給の決定

(開催)

第39条 正副会長会は、次に掲げる場合に開催する。なお、正副会長会は、正副会長会の構成員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 副会長の過半数から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第40条 正副会長会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長代理が正副会長会を招集する。

(議長)

第41条 正副会長会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第42条 正副会長会の決議は、決議について特別の利害関係を有する者を除く正副

会長会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 正副会長会に出席することができない正副会長会の構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の正副会長会の構成員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 3 前項の規定によって行使した議決権の数は、出席した正副会長会の構成員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第43条 正副会長会の議事については、議事録を作成する。

- 2 出席した正副会長会の構成員は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得て、直近に開催される社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、正会員及び債権者（以下「正会員等」という。）の閲覧に供するものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、会長の認めた者については、第1項に定める書類を閲覧することができる。

(事業報告及び決算)

第46条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項第3号の貸借対照表については、定時社員総会の終結後遅滞なく公告するものとする。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、正会員等の閲覧に供するとともに定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、正会員等の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 前項の規定に関わらず、会長の認めた者については、第1項及び第3項に定める書類を閲覧することができる。
(剰余金)

第47条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 基金

(基金の拠出)

第51条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集等)

第52条 基金の募集事項、申込み、割当て及び払込み等の手続については、理事会

が別に定める基金取扱規定による。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第53条 当法人の基金は、当法人が解散するまで返還しない。ただし、予め基金拠出契約において返還する期日を定めた場合は当該期日を持って返還する。

(基金の返還の手続)

第54条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第141条第2項に規定する範囲内で行う。

第10章 事務局

(事務局)

第55条 当法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、正副会長会の承認を経て、会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、正副会長会の承認を経て、会長が別に定める。

第11章 補則

(委任)

第56条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

(法令の準拠)

第57条 前条の規定に基づき定めたもののほか、本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第58条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第59条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとす

る。

- (1) 設立時理事 小嶋 算、河村 清、斎藤 浩、土屋 晴彦
- (2) 設立時代表理事 小嶋 算
- (3) 設立時監事 鴨下 洋

(設立時の役員の任期について)

第60条 当法人の設立時理事及び設立時監事の任期は、当法人成立の日から平成30年に実施する定時社員総会の終結の時までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第61条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

- (1) 住所 東京都府中市浅間町二丁目2番地の41
設立時社員 小嶋 算
- (2) 住所 東京都小金井市本町四丁目13番2号公平方
設立時社員 河村 清
- (3) 住所 東京都小金井市中町一丁目7番28号
設立時社員 鴨下 洋
- (4) 住所 東京都小金井市前原町一丁目4番32号
設立時社員 斎藤 浩
- (5) 住所 東京都小金井市東町四丁目42番6号
設立時社員 土屋 晴彦

以上、一般社団法人小金井市観光まちおこし協会を設立するため、設立時社員小嶋算外4名の定款作成代理人である司法書士清水輝明は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成28年4月1日

設立時社員 小嶋 算

設立時社員 河村 清

設立時社員 鴨下 洋

設立時社員 斎藤 浩

設立時社員 土屋 晴彦